## 岩手海区漁業調整委員会指示第6号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、岩手県の地先海面における動力漁船を使用するいか釣り漁業の 操業について、次のとおり禁止する。

平成31年3月1日

岩手海区漁業調整委員会

会長 大 井 誠 治

- 1 操業禁止区域 次の直線ア線、イ線、ウ線及び工線によって囲まれた区域
  - ア線 中心線に平行して点アを通る直線
  - イ線 中心線に平行して点イを通る直線
  - ウ線 中心線に直角に点ウを通る直線
  - 工線 中心線に直角に点工を通る直線
  - 中心線 左側の台と右側の台(それぞれ2個ある場合は、その中心点)を結んだ線と直角に胴張りの沖側の浮子(三地の羽子) )を通る直線
  - 点ア 左側の台(2個ある場合は、沖側の台)から中心線に直角な線上の漁場別に定める距離の点
  - 点イ 右側の台 (2個ある場合は、沖側の台) から中心線に直角な線上の漁場別に定める距離の点
  - 点ウ 中心線上の胴張りの沖側の浮子 (三地の羽子) から漁場別に定める距離の点
  - 点エ 中心線上の胴張りの沖側の浮子(三地の羽子)から沖側に500メートルの距離の点

漁場別の距離 別表のとおり

- 2 操業禁止区域内における操業禁止時間 日没から日の出までの間
- 注 左側の台及び右側の台とは、陸岸から向かって左及び右をいう。

## 別表

公示番号	漁場名	時 期	距離 (m)				/++: +z.
			点ア	点イ	点ゥ	点工	備考
定第1号	土釜沖	周年	500	500	200	500	久慈地区
定第2号	有家網	"	500	500	200	500	"
定第3号	中野網	"	500	500	200	500	IJ.
定第4号	沖桑畑網	"	500	500	200	500	IJ.
定第5号	岸横沼網	"	500	500	200	500	"
定第6号	沖横沼網	"	500	500	200	500	IJ.
定第7号	本波網	"	500	500	200	500	"
定第8号	大作根網	"	500	500	200	500	IJ.
定第9号	赤磯網	"	500	500	200	500	IJ.
定第10号	えびす網	"	500	500	200	500	"
定第11号	白島網	"	500	500	200	500	"
定第12号	屋形網	"	500	500	200	500	"
定第13号	沖浜山	"	500	500	200	500	"
定第14号	平磯	"	500	500	200	500	"
定第15号	沼の鼻	"	500	500	200	500	"
定第16号	白井網	"	500	500	200	500	"
定第17号	二子網	周年	500	500	200	500	"

定第18号	黒崎	11	500	500	200	500	IJ
定第19号	アンモ浦	"	500	500	200	500	IJ
定第20号	からはし	"	500	500	200	500	IJ
定第101号	羅賀	11	600	400	200	500	宮古地区
定第102号	須久洞	11	600	400	200	500	IJ
定第103号	熊の鼻	"	600	400	200	500	IJ
定第104号	赤島	11	600	400	200	500	11
定第105号	佐賀部	"	600	400	200	500	11
定第106号	秋姉ヶ崎	秋	600	400	200	500	11
定第107号	日出島	周年	600	400	200	500	11
定第108号	一丁目	11	600	400	200	500	11
定第109号	秋二丁目	秋	600	400	200	500	11
定第110号	三丁目	周年	600	400	200	500	11
定第111号	平島	11	600	400	200	500	11
定第112号	与奈	11	600	400	200	500	11
定第113号	姉吉	"	600	400	200	500	IJ
定第114号	根滝	"	400	600	200	500	IJ
定第115号	秋舘ヶ崎	秋	600	400	200	500	"
定第116号	松島	周年	600	400	200	500	IJ
定第117号	氷場	11	600	400	200	500	IJ
定第118号	夏立神岩	夏	600	400	200	500	IJ
定第119号	沖の沢	周年	400	600	200	500	IJ
定第120号	新釜	11	400	600	200	500	IJ
定第121号	四丁目	11	600	400	200	500	IJ
定第122号	五丁目	11	600	400	200	500	IJ
定第123号	小谷鳥	11	600	400	200	500	"
定第124号	根崎	11	600	400	200	500	IJ
定第125号	大島	11	600	400	200	500	11
定第126号	中網	"	600	400	200	500	"
定第201号	野島	"	400	200	200	500	釜石地区
定第202号	沖野島	"	400	200	200	500	"
定第203号	長越	"	400	200	200	500	"
定第204号	秋三丁目	秋	400	200	200	500	"
定第205号	四丁目	周年	400	200	200	500	"
定第206号	三貫	11	400	200	200	500	11
定第207号	汐折	11	400	200	200	500	"
定第208号	ほっちょうか	11	400	200	200	500	"
定第209号	白崎	11	400	200	200	500	"
 定第210号	沖網	"	400	200	200	500	IJ

定第211号	小松	JJ	400	200	200	500	"
定第212号	大建	JJ	400	200	200	500	11
定第213号	金島	JJ	400	400	200	500	"
定第301号	夏白石	夏	400	400	200	500	大船渡地区
定第302号	横沼	周年	400	400	200	500	11
定第303号	大鮑	"	400	400	200	500	"
定第304号	小壁	JJ	600	400	200	500	"
定第305号	大輪	JJ	600	400	200	500	11
定第306号	二ツ水	JJ	400	600	200	500	"
定第307号	大塩崎	JJ	600	400	200	500	"
定第308号	鬼間ヶ崎	IJ.	600	400	200	500	"
定第309号	大平	IJ.	600	400	200	500	"
定第310号	清水輪	IJ.	600	400	200	500	"
定第311号	脛崎	IJ.	600	400	200	500	"
定第312号	夏茂田	夏	600	400	200	500	"
定第313号	願松	周年	400	600	200	500	"
定第314号	大入	IJ.	400	600	200	500	"
定第315号	重根	IJ.	500	500	200	500	"
定第316号	大坪	IJ.	200	400	200	500	"
定第317号	鵜の鳥	IJ.	200	400	200	500	"
定第318号	大浜	IJ.	500	500	200	500	"
定第319号	黒崎	"	300	300	200	500	"
定第320号	椿島	JJ.	300	300	200	500	IJ
定第321号	仁位達	II	400	400	200	500	11
定第322号	金入	IJ.	200	300	200	500	"